

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 5 2 号

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（昭和 3 5 年新潟市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書を次のように改める。

ただし、期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 4 5 を乗じて得た額とし、期末手当基礎額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した者にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき俸給の月額にその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。